

別紙 1

産業廃棄物一連の処理工程

1. 現場で発生する産業廃棄物の種類

【パイプライン建設工事】

(1)

掘削、配管・溶接工事

【廃棄物の種類】

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、その他がれき類、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、汚泥、建設木くず、紙くず、混合廃棄物

(2)

バルブステーション
建築工事

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、その他がれき類、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、汚泥、建設木くず、紙くず、混合廃棄物

2. 産業廃棄物の処理・処分

(1) 委託契約

収集運搬業者及び処分業者への委託、直接契約の締結

(2) 廃棄物処理の流れ



- ① 排出事業者(当社)は、現場で発生した産業廃棄物を、委託契約を締結した収集運搬業者の車両に積み込む。
- ② 収集運搬業者の車両の運転手は、現場で積み込んだ産業廃棄物を、排出事業者が委託契約を締結した中間処分場又は最終処分場に運搬する。
- ③ 中間処分場又は最終処分場は、搬入された産業廃棄物を適正に処分する。
- ④ 基本的には、電子マニフェストを使用するが、紙マニフェストを使用した場合は、収集運搬業者からは B 票、処分業者からは D 票及び E 票の返却を受け、A 票と確認し、保管する。

以上

日鉄パイプライン&エンジニアリング株式会社の廃棄物管理体制

